

個別仕様書

目次

別紙 1	火葬炉及び電気集塵機保守点検業務仕様書	P 1
別紙 2	電気集塵機内部清掃業務仕様書	P 2
別紙 3	清掃業務仕様書	P 3 ~ 5
別紙 4	機械警備業務仕様書	P 6 ~ 7
別紙 5	消防設備保守点検業務仕様書	P 8
別紙 6	電気設備保守点検業務仕様書	P 9
別紙 7	空調設備保守点検業務仕様書	P 10 ~ 13
別紙 8	自動ドア保守点検業務仕様書	P 14 ~ 16
別紙 9	合併浄化槽維持管理業務仕様書	P 17 ~ 19
別紙 1 0	受水槽清掃業務仕様書	P 20
別紙 1 1	植栽管理業務仕様書	P 21
別紙 1 2	地下貯蔵タンク等定期点検及び清掃業務	P 22
別紙 1 3	残骨灰処理業務仕様書	P 23

火葬炉及び電気集塵機保守点検業務仕様書

1 対象施設 野田市斎場

2 保守点検範囲

- | | |
|------------|----|
| ①火葬炉・再燃炉 | 3基 |
| ②前室・台車駆動装置 | 3基 |
| ③汚物炉 | 1基 |
| ④動物炉 | 1基 |
| ⑤電気集塵機 | 3基 |
| ⑥排風機 | 4基 |
| ⑦残灰処理機 | 1基 |
| ⑧排気ダクト | 1式 |
| ⑨電気動力盤 | 2面 |
| ⑩現場操作盤 | 8面 |

3 保守点検内容・回数

点検箇所		基数	点検回数
火葬炉設備	火葬炉・再燃炉内	3基	1回
	汚物炉・再燃炉内	1基	
	動物炉・再燃炉内	1基	
	排気ダクト内	4基	
	屋上排気筒	4基	
電気集塵機設備	電気集塵機本体	3基	1回
	集塵極・放電極機能	3基	
	灰排出装置機能	3基	
	高電圧碍子機能	3基	
	電気盤内（動力盤×1、操作盤×1）	4基	
電動機器	排風機機能	4基	1回
	燃烧機器設備機能（主、再燃バーナー）	5基	
	台車駆動装置設備機能	3基	
	残灰集塵機設備	1基	
	電気盤内機能（動力盤×1、操作盤×1）	6基	

電気集塵機内部清掃業務仕様書

1 対象施設 野田市斎場

2 業務範囲

- (1) 電気集塵機内・集塵極、放電極をコンプレッサーによる清掃
- (2) 電気集塵機内・支持碍子室内、支持碍子本体の清掃
- (3) 電気集塵機内・槌打碍子室内、槌打碍子本体の清掃
- (4) 貫通碍子、ブースダクト（電気配線用高温ダクト）の清掃
- (5) 高電圧トランス内部、端子ボックス内清掃及び点検
- (6) 電気集塵機内・フライトコンベアー内清掃及び点検
- (7) 電気集塵機用現場盤（スイッチボックス内）点検

3 清掃業務回数

- (1) 年1回
- (2) 電気集塵機設備 3基

清掃業務仕様書

1 対象施設等

野田市斎場内及び敷地内外周

建物：鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建

敷地面積：14,342.56㎡、

建築面積：3,010.66㎡

延床面積：2,749.23㎡

2 業務内容

(1) 日常清掃

清掃箇所	清掃の内容
通路、廊下等 (ビニール系シート張)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等は電気掃除機で吸い取るか、木屑をまいて埃がたたないようにして除去すること ・汚れのひどいときは、水拭きをすること
斎場1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・カーペットは電気掃除機により除塵すること ・斎場、待合ホールの椅子、テーブルは塵芥を除塵する ・屑入れの清掃
ホール1・2	
洋室1・2	
待合ホール (タイルカーペット)	
畳 和室1・2、 控室1～4、 休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・電気掃除機で除塵する ・汚れのひどいときは、雑巾で水拭き又は洗剤液を用いて拭く ・部屋、座卓の整理整頓をし、常に清潔に保つ
祭壇(フローリング張)	傷をつけないように除塵する。
風切室(石床)	除塵、汚れのひどいときは水拭きをすること
車寄せ(タイル)	除塵、汚れのひどいときは水拭きをすること
マット	毎朝土砂等を除去し、汚れのひどいときは水拭きをすること
中庭(随時)	塵芥、雑草を除去し、必要に応じて散水する
ガラス、出入口、扉 間仕切り	<ul style="list-style-type: none"> ・各部所の出入口、扉、間仕切りの清掃 ・手の届く範囲のガラスは、付着した埃等は乾いた布

	で拭き、汚れのひどいときは洗浄液を用いて拭き上げる
湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内の清掃 ・ 茶殻を処理し、容器を洗浄し、流し台、給湯器周辺の清掃 ・ 使用開始時間に合わせ給湯器、瞬間湯沸器の点火を行う
トイレ及び洗面台	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレトーパー、水石鹼を随時補充する ・ 屑入れの内容物の処理、清掃 ・ タイル床は常に清潔に保つ ・ 便器は雑巾、スポンジ、たわし等で水洗いをする ・ ドア、取っ手、間仕切りの清掃（随時） ・ 洗面台、鏡の清掃 ・ トイレの汚物を処理し、容器の水洗いをする
建物及び建物周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時巡回し、塵芥、落ち葉等を除去し、美観を保つ ・ 建物外回りの汚れ及び蜘蛛の巣を除去する ・ 植え込みは必要に応じて散水する
駐車場の清掃	塵芥及び駐車場周辺の雑草を除去し、必要に応じて散水する
その他	ごみは分別し、収集日に間に合うように、指定場所に置いておく

(2) 定期清掃

清掃箇所	実施頻度	業務の内容
通路、廊下等 (ビニール系シート張)	月1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気掃除機を用いて除塵する ・ 中性洗剤を塗布して、ポリッシャーで磨いた後、モップか布で拭き取り、ワックスをかけ、乾いた布で拭き取る
斎場1・2	月1回	素材に合った洗剤等でクリーニングをし、汚れのひどい部分は念入りに行う
ホール1・2		
洋室1・2		
待合ホール (タイルカーペット)		
告別ホール 炉前ホール	月1回	土砂、塵芥を除去し、堅く絞ったモップで水拭きをした後、ワックス仕上げをする

風切室（石床）		る
ガラス清掃	年4回	両面を薬品を用いて磨き上げ、高い所は機材を用いて実施する
祭壇 （フローリング張）	年4回	電気掃除機を用いて塵芥を除去し、堅く絞ったモップで水拭きをした後、ワックス仕上げをする
屋根、樋等の清掃	年2回	屋根、樋等の塵芥を除去し、雨を流れやすくする 清掃の時期は状況を見て協議する
室名プレート	年1回	水又は洗剤で汚れを落とす
照明器具等の清掃	年1回	埃を払い、乾いた布で拭く、高い所は機材を用いて実施する 清掃時、照明が切れていた場合は新しいものと取り替える
ブラインドの清掃	年1回	機材を用いて埃を落とし、汚れのひどい部分は洗剤で落とし、水で拭く
各部の金属部	年1回	ドア、取っ手等の磨き拭き

3 留意事項

- (1) 本作業に使用する諸材料は全て品質良好なものを用い、かつ汚れの程度、材質等を考慮の上使用すること。
- (2) 本作業に使用する諸材料、資機材及び消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、ゴミ処理用ポリ袋等）は指定管理者の負担とする。
- (3) 清掃は当施設に支障のないよう実施すること。特に建物利用者の迷惑とならぬよう混雑時を極力避けて行うこと。

4 作業報告

作業日報を作成し、いつでも提示できるようにしておくこと。

機械警備業務仕様書

- 1 対象施設 野田市斎場

- 2 業務の目的
 - (1) 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止すること。
 - (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡すること。
 - (3) 警備実施事項について報告すること。

- 3 警備の仕様
 - (1) 警備方法は自動警備装置による機械警備とする。
 - (2) 警備実施期間は毎日、警報装置警戒開始の信号を受けた時から警報装置警戒解除の信号を受けた時までとする。
 - (3) 警報装置は、警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。なお、警備に必要な適合機器の配置及び種類、数量については以下のとおりとする。
 - (4) ガードセンターは警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持するものであること。
 - (5) 機動隊はガードセンターとの連絡を保持し、当施設の異常事態に備えるものであること。

機 器	種 類	数 量
送信機（事務室設置）	（電話回線利用）警報機器本体に内蔵	
操作ボックス	入退室用キーボックス	2
電源装置（事務室設置）		1
パッシブセンサー	おわん型感知器（天面）	22
マグネットスイッチ	ドア開閉感知器（ドアの上）	11

- 4 異常状態発生における処置
 - (1) 警報受信装置により、当施設に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行させ、異常状態を確認するとともに事態の拡大防止にあたらせること。

- (2) 当施設に到着した機動隊は、異常事態を確認し、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

5 その他留意事項

- (1) 事故発生の際は、速やかに市に報告すること。
- (2) 警備に必要な鍵類は、厳重に取扱い保管すること。
- (3) 設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行うこと。

なお、施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。

消防設備保守点検業務仕様書

- 1 対象施設 野田市斎場
- 2 業務内容 消防法第17条の3の3に定める点検とする。
- 3 点検回数 年2回（外観及び機能点検年1回、総合点検年1回）
実施日については別途協議した日とする。

4 消防用設備一覧

設備名	機器名	数量	備考
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1台	総合点検
	制御盤	1面	
	消火栓	4基	
	呼水装置	1個	
	放水装置	1式	
自動火災報知設備	複合盤	1面	防炉用
	差動式スポット型感知器（2種）	56個	
	低温式スポット型感知器	9個	
	煙感知器（3種）	5個	
	煙感知器（2種）	2個	
	総合盤 （発信機、表示灯、電鈴内臓）	5面	
	防火戸	2枚	
	常用電源	1式	
	消火栓起動装置	1式	
非常放送設備	防火アンプ	1台	
	スピーカー	25個	
	常用電源	1式	
	予備電源	1式	
誘導灯	誘導灯	1式	
消火器	消火器（ABC粉末10型）	24本	

電気設備保守点検業務仕様書

1 対象施設 野田市斎場

2 業務内容

電気事業法第 42 条第 1 項による、保安規程の別表第 1 の基準による点検の実施。

実施項目の詳細については、別途提示する。

(1) 点検回数

①通常点検 月 2 回

②定期点検 年 1 回

3 斎場設備の内容

(1) 設備容量 250 キロボルトアンペア

(2) 最大出力 165 キロワット

(3) 受電電圧 6,000 ボルト

(4) 非常用予備発電機

①非常用発電機出力 14.4 キロワット

②非常用発電機電圧 200 ボルト

空調設備保守点検業務仕様書

1 対象施設 野田市斎場

2 点検機器及び台数、点検回数 別紙のとおり

3 点検作業内容

点検作業は当施設に支障のないよう実施すること。特に施設利用者の迷惑とならぬよう混雑時を極力避けて行うこと。

(冷暖房切替実施時期見込み)

冷房開始時 5月1日～ 5月31日

暖房開始時 10月1日～ 10月31日

(1) 灯油焚小型吸収式冷温水機

保守点検作業 年4回

- ①本体設備状況（水平、水漏れ、油漏れ、Pdセル）等の確認
- ②本体各部の温度測定
- ③電装品点検調整（保安装置、制御装置、ステップ等）
- ④燃焼状況点検（油圧、風圧等）
- ⑤凝縮器、吸収器等の汚れ点検
- ⑥本体の異状時、真空度実測、排気
- ⑦その他

(2) 冷却塔

保守点検作業 年2回

- ①冷却塔ファンの運転状態確認
- ②水槽の清掃及び水張り、水抜き
- ③ボールタップの作動確認及び調整
- ④散水器の回転状態確認
- ⑤CTSの取付状態、作動温度確認
- ⑥ブローダウン量の調整

(3) 冷却水ポンプ

- ①電動機：取付状態、異音、電流値、絶縁状態等の点検確認
- ②本体：継ぎ手、カップリングゴム、グランドパッキン、芯出し等の発錆、損傷、形状、作動状態点検確認及び清掃

- (4) 冷温水ポンプ
 - ①電動機：取付状態、異音、電流値、絶縁状態等の点検確認
 - ②本体：継ぎ手、カップリングゴム、グランドパッキン、芯出し等の発錆、損傷、形状、作動状態点検確認及び清掃

- (5) 膨張水槽
 - 汚れ、発錆、形状の点検、適正水位確認

- (6) エアハンドリングユニット
 - ①ドレンパンの清掃、防水塗装の損傷、亀裂、腐食、その他水漏れ点検
 - ②外板、内部フレームの塗装の損傷、劣化状態の点検
 - ③断熱材の損傷、劣化の状態の点検
 - ④防振装置の点検
 - ⑤ユニット型フィルター自動巻取ロールフィルターの点検
 - ⑥電気集塵機の点検
 - ⑦加湿器の作動確認

- (7) ファンコイルユニット
 - ①電動機の取付状態、異音、電流値、絶縁状態等の点検確認
 - ②ドレンパンの清掃、損傷、亀裂、腐食、その他水漏れ点検
 - ③エアーフィルター清掃
 - ④運転状態、絶縁確認

- (8) 空調用換気扇
 - ①電動機の取付状態、異音、電流値、絶縁状態等の点検確認
 - ②エアーフィルター清掃
 - ③運転状態、絶縁確認

- (9) 空冷式ヒートポンプエアコン
 - ①エアーフィルター清掃
 - ②運転状態、絶縁確認

- (10) その他

別紙 7 関連資料 野田市斎場空調設備保守点検機器及び点検回数

名 称	設置場所	仕 様	台数	点検回数
吸収式冷温水発生機	1階屋外	形 式：灯油焚加熱能力増加形二重効用屋外設 CH-120U66 冷凍能力：332,640Kcal/H 加熱能力：399,160Kcal/H	1	4回
冷却塔	1階屋外	形 式：超低騒音形 CT-V120KLN	1	4回
冷却水ポンプ	1階屋外	形 式：床置型 11KW	1	4回
冷温水ポンプ1次側	1階屋外ポンプ室	形 式：床置型 7.5KW	1	4回
冷温水ポンプ2次側 待合ホール系統	1階屋外ポンプ室	形 式：床置型 7.5KW	1	4回
冷温水ポンプ2次側 斎場系統	1階屋外ポンプ室	形 式：床置型 7.5KW	1	4回
冷温水ポンプ2次側 告別ホール系統	1階屋外ポンプ室	形 式：床置型 7.5KW	1	4回
膨張水槽	1階屋外ポンプ室	形 式：密閉式 容 量：34.3L	1	4回
空気調和機 待合ホール系統	空気調和機械室	形 式：エアハンドリングユニット DVU-100	1	4回
空気調和機 斎場系統	空気調和機械室	形 式：エアハンドリングユニット DVU-400S	1	4回
空気調和機 告別ホール系統	空気調和機械室	形 式：エアハンドリングユニット DVU-200S	1	4回
ファンコイルユニット	洋室 1・2	吐出風量：1,320 m ³ /H	2・2	4回
	和室 1・2	吐出風量：1,320 m ³ /H	2・2	4回
	売店	吐出風量： 510 m ³ /H	1	4回
	待合ホール	吐出風量：3,000 m ³ /H	4	4回
空調用換気扇	事務室	天井カセット形	1	4回
	休憩室	天井カセット形	1	4回

名 称	設置場所	仕 様	台数	点検回数
空冷式ヒートポンプエアコン	作業員控室	天井埋め込みカセットツイン形	1	4回
	監視室	天井埋め込みカセット (インバータータイプ)	1	4回
	事務室	天井埋め込みカセット (インバータータイプ)	1	4回
	休憩室	天井埋め込みカセット (インバータータイプ)	1	4回

自動ドア保守点検業務仕様書

1 対象施設 野田市斎場

2 機種

ナブコ DS-21 (6台) DS-11 (3台) ES-24 (1台)

3 一般事項

自動扉の運転状態を常に良好に維持するため、適切な点検調整を行い必要と判断した場合、修理又は、取換えを行う。

(1) 定期点検

年3回点検調整を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとる。

(2) 故障修理

不時の故障の際、直ちに修理するものとする。

4 業務内容

(1) ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整

(2) ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整

(3) オイル漏れ、エア漏れの有無の点検及び調整

(4) オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び補充

(5) ドアが当たっていないか、すれていないか点検整備

(6) センサー動作点検及び必要に応じた調整

(7) 消耗度の甚だしい部品はないか点検

(8) その他の点検及び調整

5 付属機器

操作スイッチ、コントロールBOX、油圧（又は空気）配管、電気配線、その他ドアオペレーターについて一切を含むものとする。

但し、扉本体、鍵、サッシ関係は含まない。

6 点検項目

(1) サッシ部

- ・ 無目点検カバー取付状態
- ・ ガイドレール内の状態
- ・ 扉の状態（傷及び作動時の異音）

- ・フレ止め、扉ガイドの取付状態
- ・指詰防止（30mmのクリアランス確保）
- ・隙間（全閉時の戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール）

(2) 懸架部

- ・ハンガーレール、吊車の汚れ、磨耗及び損傷
- ・踊り止めの隙間
- ・ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態

(3) 動力作動部

- ・手動開閉の動作確認及び異音の有無
- ・エンジンの取付状態
- ・駆動軸の変形、磨耗
- ・プーリーの変形、磨耗（駆動・従道）
- ・ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、磨耗及び取付状態

(4) 制御装置

- ・開速度
- ・閉速度
- ・クッション作用
- ・開き保持時間

(5) 有効開口点検

(6) センサー部

- 外側 起動センサー作動状況
- 併用センサー作動状況
- 起動・併用センサー検出範囲（幅・奥行・不感エリア）
- 内側 起動センサー作動状況
- 併用センサー作動状況
- 起動・併用センサー検出範囲（幅・奥行・不感エリア）
- 補助センサー作動状況

(7) 電気回路部

- ・総合動作（通常開閉動作・反動動作）
- ・配線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無
- ・電源電圧
- ・絶縁抵抗

(8) その他

- ・ステッカー、緊急連絡先シール有無、警告表示ラベル等有無

合併浄化槽維持管理業務仕様書

1 対象施設 野田市斎場

2 目的

この業務は活性汚泥法による污水处理装置について機械、電気設備等の保守管理、曝気槽、沈澱槽等の処理機能管理、水質管理、清掃及び消毒薬の補給等の業務を行い、污水处理の目的を達成するものとする。

3 維持管理基準

この污水处理装置の維持管理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第8条第2項及びそれに基づく省令（昭和46年9月23日厚生省令第35号）第4条第2項の基準に従い、諸設備の調整運転管理業務の遂行を期するものとする。

4 維持管理の作業基準

次の作業基準に基づいて1ヶ月につき2回点検する。

(1) 曝気槽

- ①散気装置より均等に空気が散気されていること、正常な水流を起こしていることの確認。
- ②散気装置の目詰まりを随時清掃すること。
- ③泡の発生状況確認（泡発生の場合消泡ポンプ運転のこと）。
- ④還流が正常に行われていることの確認。
- ⑤曝気槽混合水の色相、性状、臭気、水温、SV30、SV30上澄液透視度の測定、必要に応じてDOの測定。
- ⑥生物相の適時観察。
- ⑦曝気槽内異物の有無確認（異物は除去すること）。
- ⑧内壁の汚れを水洗い清掃。

(2) 沈澱槽

- ①沈澱槽内水流の乱れ確認。
- ②越流堰より均等に水が流れていることの確認。
- ③重力返送が正常であるかの確認。

- ④沈澱槽の溢流水の色相、臭気、水温、PH、透視度の測定。
- ⑤返送汚泥量の調整。
- ⑥スカム返送装置が正常に作動するかの確認（タイマー調整等含む）。
- ⑦スカムの発生状況確認。
- ⑧沈澱槽内異物の有無確認。
- ⑨スカム返送装置によるスカム返送作業及び沈澱槽内水洗い清掃。

(3) 消毒槽

- ①塩素注入が行われていることの確認。
- ②塩素注入率が適正であることの確認。
- ③残留塩素の測定。
- ④塩素滅菌器の目詰まり清掃。
- ⑤消毒薬の補給。

(4) ポンプ井（設備されている場合）

- ①ポンプが正常に作動することの確認。
- ②ポンプの音、振動、電流値、吐出量の確認。
- ③レベルスイッチのポンプ自動運転の確認。
- ④レベルスイッチの点検清掃。
- ⑤ポンプ井内の異物の有無確認。
- ⑥ポンプ井内水洗清掃。

(5) 電気制御盤

- ①各機器の制御についての異常の有無確認。
- ②盤内各機器の変色、熱、臭気、音、湿度の有無点検。
- ③盤内ターミナルの締付部ゆるみ点検。
- ④各機器の絶縁抵抗値を適宜測定。

(6) その他一般事項

- ①汚水処理施設内外の清掃を行い常に清潔を保つこと。
- ②金属部分の錆の発生状況を観察し、湿度が多く錆易い箇所を油拭きとし、その他の部分は乾いたウエスで空拭きとすること。
- ③この仕様書に詳細に述べられていない機器については、別に取り扱い説明書があるので熟読の上、作業に当ること。

5 記録

維持管理業務実施にあたって（社）千葉県環境保全センター発行の「合併処理浄化槽保守点検記録票」に記録・保管する。

6 水質試験

合併浄化槽については、処理水の水質検査を3カ月に1回、水質検査機関による水質分解（BOD・SS・COD大腸菌群数）を行い、水質分析結果証明書を保管する。

受水槽清掃業務仕様書

- 1 対象施設 野田市斎場

- 2 作業内容
受水槽清掃一式
 - (1) 容量 13 m³
 - (2) 圧力洗浄、洗浄薬品
 - (3) 揚水、満水、減水テスト一式

- 3 水質検査（簡易 10 項目）
 - (1) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
 - (2) 塩素イオン
 - (3) 過マンガン酸カリウム消費量
 - (4) 一般殺菌
 - (5) 大腸菌群
 - (6) PH値
 - (7) 臭気
 - (8) 味
 - (9) 色度
 - (10) 濁度

- 4 清掃回数
年 1 回

植栽管理業務仕様書

1 対象施設 野田市斎場

2 作業内容

	駐車場、道路境界垣根、建物周囲	中庭
剪定 (年2回)	ケヤキ 30~40m 5本 ヒバ 4.5~5.0m 30本 ツバキ 3.5~4.0m 20本 キンモクセイ 3.5~4.0m 20本 サザンカ、ネズミモチ 2.5~3.0m 74㎡	ツバキ 2.5~3.0m 3本 マツ 2.5~3.0m 2本 モミジ 4.5~5.0m 1本 キンモクセイ 3.5~4.0m 1本
	サツキ、オオムラサキ、カンツバキ(低木) 605㎡	
芝刈 (年3回)	ケヤキ周辺、 ヒバ及びツバキ周辺 292㎡	
集草搬出処分	野田市堆肥センター搬入の際は、砂利等を撤去すること	
害虫防除	作業員に影響がある場合	

地下貯蔵タンク等定期点検及び清掃業務

1 対象施設 野田市斎場

2 消防法第14条の3の2による、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に基づく点検の実施。

点検回数 年1回

※ 検査は加圧によるものとする。

3 斎場設備の内容

(1) 空調用灯油地下タンク 3,500 リットル

(2) 火葬炉用灯油地下タンク 6,000 リットル

残骨灰処理業務仕様書

1 対象施設

野田市斎場

2 業務内容

火葬炉から排出される残骨灰の処理業務を行う。

(1) 保管

処理場に搬出される前の残骨灰については、適正に保管すること。また、保管にあたっては、施設内に納灰容器等を設置すること。

(2) 搬出

残骨灰の搬出は、必ず職員の立会いのもとに行い、礼節をもって丁寧に取り扱い、施設外に全て搬出すること。

(3) 運搬

残骨灰を処理場へ運搬するにあたっては、運搬中飛散することのないよう十分に留意すること。

(4) 選別

処理場に搬入した残骨灰については、次のとおり選別すること。

- ・ 残骨
- ・ 灰を含む不純物（集じん灰）

(5) 選別後の処理

選別された残骨については、永代供養塔に合祀するとともに、灰を含む不純物（集じん灰）については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成12年3月31日衛企第17号厚生省通知）に基づき適正に処理し、有価物の処分により得た額については、当該処理委託料と相殺して施設管理費に還元するものとする。

なお、有価物の相場が激変した時は、その都度、市と協議するものとする。

3 実施回数

年3回（残骨灰の保管状況を考慮し、適宜実施する）

4 その他

- ・ 業務にあたっては、住民感情の尊重を第一義に取り扱うこと。
- ・ 業務完了後は、業務完了報告書を提出すること。